

○高齢者の虐待に係る連絡先の変更について（令和7年4月1日～）

これまで養護者・要介護施設従事者等を問わず、高齢者虐待に係る通報等については、高齢福祉課相談支援担当が一義的な連絡先となっていましたが、令和7年4月1日から、市の機構改革に伴い、養護者による高齢者虐待については従来どおり高齢福祉課相談支援担当が、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、指導監査課高齢者担当が所管することとなりましたので、お知らせします。

なお、当該業務所管の変更に伴う、既存のサービス利用者の重要事項説明書における「苦情の申立窓口」の記載の変更は不要であり、今後、新規のサービス利用者に対して重要事項説明書を作成する際に、高齢福祉課と指導監査課の連絡先を併記いただければ結構です。

※令和7年3月31日まで

<高齢福祉課 相談支援担当>

- ・ 養護者による高齢者虐待
- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待
- ・ 連絡先：21-3025

※令和7年4月1日から

<高齢福祉課 相談支援担当>

- ・ 養護者による高齢者虐待
- ・ 連絡先：21-3025

<指導監査課 高齢者担当>

- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待
- ・ 連絡先：21-3926
21-3927
21-3923